

監 査 公 表

津市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成17年12月20日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 前 田 勝 彦
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 前 田 勝 彦
同 山 中 利 之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監 査 対 象
平成17年 8月16日	<環境部> 西部クリーンセンター、環境事業課、環境保全課 環境管理課
平成17年 8月17日	<消防本部> <中消防署> 中 署 香良洲分遣所 安濃分遣所
平成17年 8月23日	<下水道部> 排水課、中央浄化センター、下水道事業課、下水道管理課
平成17年10月 4日	<財政援助団体等> 津市土地開発公社

平成17年10月 5日	<都市計画部> 港湾・海上アクセス課、街路公園課、津駅前北部 土地区画整理事務所 建築指導課、都市計画課
平成17年10月 6日	<競艇事業部> <三重短期大学事務局> <市民生活部> アストプラザ
平成17年10月14日	リージョンプラザ、市民課、人権課、地域調整室 中央市民館、市民交流課、防災安全室、男女共同 参画室
平成17年10月19日	<サイエンスシティ推進部> 東京事務所
平成17年10月27日	<福祉保健部> 保健センター、援護課
平成17年10月28日	高齢福祉課、保険年金課、福祉課
平成17年11月 1日	<財政援助団体等> 社会福祉法人津市社会福祉協議会、財団法人津市 社会教育振興会、社会福祉法人津市社会福祉事業 団、株式会社伊勢湾ヘリポート

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に際しては、予算の執行は 計画的、効率的に行われているか、またその手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規程等の定めるところに従い適正に執行されているものと認められた。

全般的には事務処理、財政運営について良とするも、一部において後述するように事務処理の不備（帳簿・書類の記載誤り等）が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

なお、市町村合併を目前に控え、津市文書管理規程に従った文書管理、文書分類表の見直し、加除式出版物の契約の見直し、備品類の有効な活用方法などについて検討するよう指導した。

各課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

<環境部>

・西部クリーンセンター

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当センターにおいては、可燃ごみの搬入に係る受付及び指導、ごみの焼却に関することなどを分掌している。

焼却処理に当たっては、安定的な焼却炉の運転により、ダイオキシン類の発生の抑制に努められているが、今後とも維持管理面での綿密な保守点検等を実施するとともに、周辺環境には十分に配慮され、安全で効率的な運転に努められたい。

焼却処理によって生じた焼却灰を四日市市内にある廃棄物処理センターにて熔融処理をすることにより、適正な処分が行われているところである。処理料金のあり方については、今後とも関係機関、県、市町村と十分協議のうえ、妥当な結論を見出すよう努められたい。

また、事業系ごみの搬入に際しては、ピット前でごみ分別に係る指導が行われているものの、なお不適切なごみが混入している状況から、引き続き適正な分別について指導され、ごみの減量化に努められたい。

・環境事業課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、ごみの収集に関すること、ごみの分別の指導に関する

ことなどを分掌している。

一般家庭から排出される家庭系ごみについては、ステーション方式により7種13分別による収集を行っている。

ごみの分別収集に当たっては、ごみダイエット塾での説明や市政だより、チラシ等による啓発活動の結果、市民自らがごみ問題を地域の問題としてごみの分別、減量リサイクルに積極的に取り組む傾向にあることから、引き続き分別収集への啓発を図り、ごみ問題に対する住民意識の向上に努め、住民の協力を得ながらごみの減量化に取り組まれない。

また、収集作業時は交通事故等の危険を伴うことから、職場研修、就業開始前の準備体操を実施されるなど安全作業マニュアルに基づき積極的に事故防止に取り組まれているところであるが、引き続き安全意識の高揚に努められたい。

・環境保全課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、住民の身近な生活環境の保全に係る総合的な計画及び調整、公害防止、大気、水質、騒音等の環境調査並びにISO14001に関することなどを分掌している。

生活環境の保全については、大気、水質、騒音、振動等の環境調査を継続実施されるとともに、公害防止協定等を締結している工場や事業場については、立入調査、排水等の監視、指導に努められているほか、様々な環境保全に係る苦情に対処されているところである。

なお、公害苦情については、ますます多様化の傾向にある中、平成16年度においては89件の申し出があるなど、職員の労を多とするところであるが、安全で安心して暮らせるまちづくりのために、今後においても迅速な対応を期待するものである。

ISO14001については、本年8月10日から12日において認証取得更新審査が実施され、9月13日に承認されたところである。認証取得後3年が経過し、電気、紙類等の使用量の削減や廃棄物などの排出抑制などオフィス活動に伴う環境目標達成について一定の成果を挙げられているところである。

今後においては、市の事務事業における各担当固有の環境改善施策の普及、啓発など、環境に配慮した事業活動や環境教育活動の実施に重点を置いた環境目的・目標の設定へと移行されるとともに、合併後においては、

構成市町村の早期の拡大認証に向けても取り組まれない。

・環境管理課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当課においては、廃棄物の処理に係る総合調整、一般廃棄物の処理計画、一般廃棄物処理施設に係る調査研究に関することなどを分掌している。

ごみ処理については、ごみ処理計画の目標である「持続可能な循環を基調とするまちづくり」、「健康・安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指しているところであるが、より一層効果のあがる施策の展開に取り組まれない。

なお、合併により市域が広大となることから、不法投棄対策についても取り組みを進められたい。

また、平成19年1月末で、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止となり、衛生中継所へ搬入していた分も含めて、「安芸、津衛生センター」で陸上処理をされることから、施設改修工事に当たっては、関係機関と協議の上、遺漏のないよう進められるとともに、衛生中継所の跡地の有効利用についても、協議・検討を進められたい。

<消防本部>

<中消防署>

中 署

香良洲分遣所

安濃分遣所

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

管内における平成17年上半期の出火件数は51件で、前年同期に比べ15件の減少、また、損害額は、6,984万円で3,852万9千円の減少となっている。

出火原因の主なものは、放火（疑いを含む。）が最も多く21件で、前年同期と比較して3件の増加となっている。今後とも、引き続き関係機関とも連携を図りながら放火による火災防止に努められたい。

火災予防対策として、一人暮らしの高齢者世帯を含む一般住宅等を対象とした防火診断の実施や防火ウォークラリー、高齢者を対象とした住宅防火講話などにより防火思想の普及促進を図るとともに、防火対象物、危険

物施設に対して、法令に基づく適正な消防用設備等の設置指導、違反是正などを推進されているところであるが、今後とも、火災予防対策について、積極的に進められたい。

平成17年上半期の救急出動件数は4,051件で、前年同期に比べ466件の増となり、搬送人員は3,897人で、前年同期に比べ346人の増となっていることから、今後においてもより迅速かつ的確な救急業務に取り組まれるとともに、救急救命士の育成に努められ、救急救命体制の強化を望むものである。

消防、救急車両や資機材の更新、増強についても近年の複雑多様化する各種災害に対応するため、関係部署と協議のうえ、計画的に取り組まれたい。

また、消防法等の改正により、住宅用火災報知機の設置が義務付けられることとなるが、住宅火災の被害を少しでも減少させるため、住民への周知に努められたい。

平成17年1月1日には、安濃町全域を管轄とする安濃分遣所が開所し、地元に着した災害対応、消防行政の構築に努められている。

今後においても住民の安全を守る消防として、その組織力の低下に繋がることのないよう人事管理等の適正化に十分留意されたい。

<下水道部>

・排水課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、住民の生活環境に深く係わっている都市下水路事業、排水施設整備事業、河川改修事業に関することなどを分掌している。

現在、第2次下水道・排水5か年計画に基づき排水対策事業の推進に努められているところであるが、本年度が計画最終年度となることから、合併後においても事業が円滑かつ効率的に推進できるよう、新市における計画の策定に向けて、速やかに取り組まれたい。

都市下水路事業においては、市街地において速やかな雨水排除ができるよう、上浜都市下水路、栗真町屋都市下水路事業を計画的に推進されており、平成16年度末現在の両事業の進捗率は、82.8パーセントと36.3パーセントとなっている。今後においても計画的な事業実施に取り組まれたい。

排水機場の整備については、腐食や摩耗等により劣化が著しい施設に対

しては、順次年度計画に基づき改修を図られたい。

・中央浄化センター

ア 指導事項

薬品出納簿において、薬品の在庫確認者の押印漏れが見受けられたので、適切に行うよう指導した。また、通年で綴られていたので、年度ごとに綴り管理するよう指導した。

イ 所見

当センターにおいては、伊勢湾の公共水域の水質保全を目的とした下水道の終末処理場として、昭和52年4月の供用開始から、水処理、汚泥処理施設等の円滑な運転管理などを行っている。

毎日発生する汚泥については、濃縮・脱水・乾燥処理を行い、緑農地還元などの減量化に取り組まれている。

処理施設の整備については、年次計画的に改修工事を行い、それに伴い汚泥減量化の効果は出ているが、引き続き計画的な施設改修に努められるとともに、さらに減量化方法の検討を進められたい。

・下水道事業課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、下水道（終末処理場及び下水道ポンプ施設を除く。）の建設工事の設計及び施工、流域下水道事業に関することを分掌している。

第2次下水道・排水5か年計画のもと、単独公共下水道及び流域関連公共下水道の整備を進められているところである。

同計画の目標値である平成17年度末普及率45パーセントについては、志登茂川浄化センターの建設の工程上その達成は困難であるが、それを除くと目標値は達成できる見込みとなっている。

志登茂川浄化センターについては、三重県において平成17年度末から建設工事が着手され、早期供用開始に向けて整備を進められるところである。

引き続き、三重県と連携のもと、快適な生活環境の確保と公共水域の水質確保のため、事業の推進に鋭意努力されることを望むものである。

・下水道管理課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、下水道事業に係る調整及び計画、市街化区域内の排水施設の新設及び改良の計画、公共下水道の供用開始に関することなどを分掌している。

平成17年3月末現在の下水道の普及率は、39.62パーセント（処理区域内の人口63,254人、世帯数22,930世帯）、水洗化率は78.70パーセントとなっている。

また、本年9月には、流域関連公共下水道（雲出川左岸処理区）の新町、藤水地区などの一部において供用開始区域が拡大されたところである。

事業の進捗に伴い、受益者負担金の賦課徴収や宅内排水設備の設置にかかる検査事務、水洗化普及促進のための広報活動、水洗便所改造資金の融資あっせんをはじめ、未水洗化世帯の個別調査の充実・強化に努められているところであるが、膨大な建設事業費の財源を確保するために、今後とも受益者負担金、下水道使用料の収入未済額の解消に努力されたい。

なお、現在、下水道事業会計については官公庁会計方式の特別会計で処理されているところであるが、下水道事業の財政状況を明確にするため、公営企業会計方式の導入について、研究されたい。

<財政援助団体等>

・津市土地開発公社

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当公社においては、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共施設の用に供する土地等の取得、造成及び管理等を行っている。

中勢北部サイエンスシティ第1期事業に係る用地については、未だ一部地権者との合意に至らず未買収地があることから、地権者の理解と協力が得られるよう引き続き、鋭意努力されたい。

中勢北部サイエンスシティ第1期事業の住宅用地については、本年9月末現在で205区画中78区画が分譲済みで38パーセントの分譲率となっている。引き続き、販売促進に向けて積極的に取り組まれたい。

土地の売買については、専門的な知識を必要とすることから、積極的に研修に取り組まれ、職員の知識の向上を図られたい。

また、長期保有資産について、9事業用地の内、2事業用地については、平成17年度に本市に買い戻されたが、引き続き長期保有を解消すべく本市に再取得の立案を要望されるなど、当該土地の取り扱いについて積極的な対応が求められるところである。

<都市計画部>

・港湾・海上アクセス課

ア 指導事項

公印使用簿において、使用日が日付順になっていない箇所が見受けられたので、適切に使用するよう指導した。

イ 所見

当課においては、中部国際空港への海上アクセス事業、津松阪港（津港区）の港湾施設の整備、津市伊勢湾ヘリポートの管理及び運営に関することなどを分掌している。

海上アクセス事業においては、本年2月の開港以来当初の予想を上回る多くの利用があり好評を得ている。今後もアンケート結果など利用者の声を参考にしながら、運航事業者等と連携を図りながら海上アクセス利用者の利便性の向上に努められたい。

また、津なぎさまちを中心とした「海に開かれたまちづくり」の推進を図るため、「レッ津！夢みなとプラン推進協議会」を設立されたところであるが、市街地の活性化はもとより県都としての発展につながるまちづくりに期待するものである。

・街路公園課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、都市計画事業における街路及び公園並びに緑化推進に関することなどを分掌している。

街路事業については、栗真海浜線、上浜元町線などの事業の推進が図られている。栗真海浜線については、平成17年度末の供用開始を目指し事業が進められ、また、上浜元町線については、本年度から用地調査業務委託、道路詳細設計業務委託をされているところである。今後とも事業の推進に当たっては、地元住民、地権者等の理解を得て円滑に事業が進められるよう望むものである。

公園事業については、岩田池公園、中勢グリーンパーク整備事業を昨年に引き続き推進されているほか、238箇所の公園の除草、清掃等日常的な管理を自治会に委託され、地域づくりの一貫として地域に密着した公園づくりが進められている。今後とも良好な維持管理に取り組み、住民の憩いの場所づくりに努められたい。

なお、公園のバリアフリー化を進められているところであるが、公園が

地震災害等の一時避難場所に指定されているところもあることから、高齢者や障害者にもやさしい安全でかつ快適に利用できる公園整備を望むものである。

緑化推進については、新築家屋記念樹配付事業に加え、新たに生垣緑化用苗木配付事業を実施され、緑の創設、緑化意識の普及が図られているところであるが、広く利用を促進するため、事業の住民への周知に努められたい。

・津駅前北部土地区画整理事務所

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当事務所においては、平成8年3月14日の事業認可（公告）に基づく津駅前北部土地区画整理事業の換地計画及び換地処分並びに土地、建築物等に係る補償及び移転等に関することなどを分掌している。

津駅前北部土地区画整理事業については、移転対象家屋232戸のうち、今年度予定の32戸が移転され、平成17年11月1日現在、132戸が移転完了となっているところである。現在、平成14年2月の仮換地指定に伴う「仮換地指定処分取消請求事件」が、7名の地権者から津地方裁判所に提訴され、これまで9回の口頭弁論が行われているところである。今後とも、地権者の理解が得られるよう努められ、安全で機能的な住みよいまちづくりが推進されることを望むものである。

・建築指導課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、建築基準法に基づく確認、許可、認定、検査並びに違反建築物に対する監視及び措置、建築物等に係る防災上の調査及び指導に関することなどを分掌している。

建築確認業務については、平成16年度の確認申請件数は614件、完了検査は430件であった。完了検査は、建築完成時の基準への適合性を検査することにより、生命の安全や財産の保護にも繋がることから引き続き適正な実施に努められたい。

また、みなし道路に係る道路後退用地部分の確保については、狭隘道路整備に関する調査、研究をされているところであるが、関係部局とも連携を図りながら早期に対策を講じられたい。

合併に伴い市域が拡大することから、違反建築物に対する監視については、総合支所との連携を密にして違反建築パトロールも含めた監視体制の強化を図りたい。

建築物の防災対策については、特殊建築物に対して、消防部局と連携して防災査察が行われている。また、東海、東南海・南海地震の発生が懸念される中、耐震診断及び改修の啓発が行われているところであるが、災害の防止、軽減を図るため引き続き取り組まれない。

・都市計画課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、都市計画法に基づき、都市計画の決定及び変更、開発行為等の計画の指導、審査及び協議、市街地再開発事業に関することなどを分掌している。

津インターチェンジ周辺地区における新市街地の形成については、本年度、当該地域や国、県などの関係機関と協議するための資料等を作成する業務委託を行っているところであるが、今後とも実現に向けて努力されたい。

団地開発に伴い設置された道路、公園などにかかる土地の帰属手続きや施設の維持管理の移管については、一部本市に未帰属になっているものもあることから、引き続き事業者と調整を行い早期の帰属について努力されたい。

なお、現在、三重県が所管している、津市を除く9市町村に係る三重県屋外広告物条例に基づく許可等事務については、すべて新市が行うことになることから、三重県との引き継ぎが円滑に行われるよう調整を進められたい。

<競艇事業部>

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

競艇事業部においては、モーターボート競走事業の実施に関する事、施設の管理に関する事などを分掌している。

平成17年度においても売上は低迷（平成17年10月2日現在前年度同期比7.9パーセント減）しており依然として厳しい経営状況が続くなか、従事員の賃金、諸手当の見直しなど経費の削減に努められている。ま

た、新規ファンの開拓、ファン層の拡大に向け、インターネット等を利用した情報提供、選手による来場者の出迎え、ファン投票による番組編成などファンサービスに工夫されている。

日本船舶振興会交付金等については、引き続き全国モーターボート競走施行者協議会を通じて、法定交付金の引き下げを国と関係機関に強く要望されたい。

今後においては、本年度に設置された津市モーターボート競走場経営改善検討委員会での検討結果を踏まえた経営改善に取り組まれるよう期待するところである。

なお、10月25日から30日まで開催されたSG全日本選手権競走においては、157億4,900万円の売上があったところであるが、今回来場した多くの人たちが、これからも来場してもらえるようファンサービス等に努め、さらに魅力あるレースの提供ができるよう引き続きSG競走及びGI競走開催誘致に取り組まれたい。

<三重短期大学事務局>

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当事務局においては、職員の服務、福利厚生をはじめとして、学科課程、学生の募集及び図書管理に関することなどを分掌している。

少子化、高齢化等の急激な進展により、短期大学を取り巻く社会情勢は大きく変化している。昨年の生活科学科の推薦入試では定員割れが生じ、再募集を余儀なくされたことから、学科改編等も視野に入れ、時代のニーズに応じた大学づくりを目指されることを期待するものである。

また、学校教育法等の改正により全ての国公私立の大学・短期大学が認証評価機関による評価を受ける制度が平成16年4月から導入され、一定期間（7年以内）ごとに評価を受けなければならない（平成22年度までに1回目を受けなければならない。）こととなったが、大学等の自己変革を促し、教育の質の向上に繋げることが目的であることから、その早期導入に向けて全学をあげて取り組まれたい。

<市民生活部>

・アストプラザ

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当プラザにおいては、施設の使用許可及び維持管理をはじめ、住民サービス窓口として戸籍、住民票、税などに関する証明書の交付、印鑑登録や住民基本台帳に係る届出に関することなどを分掌している。

限られた職員数の中、交代制の勤務体系により年末年始の5日間を除いた年間360日開館されるなど、住民サービスに努められているところである。

本庁閉庁時においても行政窓口を開設していることから、市全般の業務に対する問い合わせや相談等において対処しきれない事案が生じることもあるが、合併により更に増えることが予想されるため、関係各課と連携をとり、対応できるような体制を整備され、更なる住民サービスの向上に努められたい。

・リージョンプラザ

ア 指導事項

工作物台帳において改修工事等に伴う加除がされていなかったので整理するよう指導した。

イ 所見

当プラザにおいては、お城ホール及び展示室・会議施設の管理運営、使用許可並びに使用料の徴収に関することを分掌している。

津市民をはじめ周辺市町村の住民に幅広く利用されていることから、お城ホールの平成16年度の利用率は79パーセントと高い利用率を維持しているところである。

しかしながら、開館後17年以上経過しており、施設・設備の老朽化が著しく、平成16年度においては中央監視装置取替修繕、非常放送設備改修工事を実施されたところである。

施設等の老朽化に加え、近年の技術革新によるデジタル化や高齢化社会に伴うバリアフリー化に対応されておらず、また、周辺各市町村にも新たにホールが開館されていることから、今後、利用率の減少も懸念されるところであるが、今後においては、リージョンプラザ施設・設備改修・更新3か年計画に基づいた改修等の実施に取り組み、利用者に快適な利用環境が提供できるよう努力されたい。

・市民課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、戸籍事務、住民基本台帳事務、外国人登録事務、印鑑

登録証明事務及び斎場に関することなどを分掌している。

住民基本台帳事務については、各種証明書の迅速かつ正確な発行処理に努め、市民サービスの向上に取り組まれているところである。

外国人登録事務については、窓口における言葉の違い等に苦慮されているが、ポルトガル語ができる臨時職員の配属もあり、緩和されている部分も見受けられるところである。

斎場については、建設から33年が経過し老朽化がかなり進んでおり、合併後は現状を超える利用が見込まれることから、計画的な改修に努められるとともに、市町村合併を契機に新斎場建設の検討に取り組まれない。

なお、合併後、現在行われている祭壇設置等の業務が廃止となることから、十分な周知をされ、住民の理解が得られるよう対応されたい。

・人権課、地域調整室、中央市民館

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

人権課においては、人権施策の推進、平和に係る事業の推進に関することなどを分掌している。

人権施策の推進については、「人権が尊重される津市をつくる条例」に基づき作成された「津市人権施策推進プラン」のもと、啓発事業を中心とした人権施策を展開されており、各職場に配置された人権施策推進員を中心に、引き続き同プランの進行管理に努められたい。

地域調整室においては、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の地方改善事業と地域課題の解決を図るための調整事務に関することなどを分掌している。

引き続き、対応すべき課題や必要な事業については、一般施策へのスムーズな移行に努められたい。

中央市民館においては、櫛形市民館、長谷山市民館、雲出市民館を所管しており、市民の健全な文化生活を育成し、地域福祉の増進を図るために各種事業を実施している。

各館においても引き続き、地域に開かれたコミュニティセンターとして、各種事業の推進に取り組まれない。

・市民交流課、防災安全室、男女共同参画室

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

市民交流課においては、自治会との連絡調整、市民相談など市民に開かれた身近な窓口としての事務のほか、市民活動の促進、コミュニティ施設の管理、国際交流、都市間交流に関することなどを分掌している。

市民センターなどのコミュニティ施設については、市民活動を支援する活動拠点として、幅広く利用されているところであるが、今後とも施設の良い維持に努められるとともに、その管理運営については、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応されよう望むものである。

防災安全室においては、地域防災計画、災害救助業務などの防災対策のほか、交通安全対策、放置自転車対策に関することなどを分掌している。

昨年9月の台風21号による大雨で、本市においても大きな被害が発生し、災害対策本部のあり方について見直しをされたところであるが、今後とも、災害時の対応がより迅速、効率的に行えるよう引き続き検討を重ねられたい。

また、地震対策については、木造住宅耐震診断や耐震補強工事の補助事業、家具等転倒防止対策事業などを実施されているところであるが、今後とも、地震災害に対する防災体制の充実、強化を図られたい。

放置自転車対策については、津新町駅周辺での放置自転車が目立つことから、早期に自転車等の放置禁止区域指定に向け、関係機関と協議を行われたい。

男女共同参画室においては、男女共同参画社会の形成の促進に関することを分掌している。

「津市男女共同参画基本計画」の諸施策を着実に推進するため、本年度までを計画期間とした「津市男女共同参画基本計画前期実施計画」を基に、各事業における進捗状況の調査を行い、進行管理に努められている。

また、男女共同参画セミナーの開催や情報誌の発行など男女共同参画事業を展開されている。

今後とも、男女共同参画に対する意識の高揚を図るための諸事業が積極的に展開されることを望むものである。

<サイエンスシティ推進部>

・東京事務所

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当事務所においては、首都圏における中勢北部サイエンスシティ事業に係る企業の誘致に関することを分掌している。

企業誘致に当たっては、新聞、経済情報誌などによる最新情報の収集に努めるとともに、三重県出身の企業関係者等の人脈を深めながら、企業誘致活動を積極的に進められている。

今後とも、首都圏での地の利を生かした情報の受発信や企業訪問に取り組み、特に先端的産業として成長が見込まれる企業等を対象に、津市やサイエンスシティ事業の効果的なPRに努め、企業の早期立地が図られることを望むものである。

なお、合併後における東京事務所については、総合事務所としての機能を有することとなるが、ネットワークの拡大や情報の収集活動を推進するための活動を積極的に進められたい。

<福祉保健部>

・保健センター

ア 指導事項

外出簿の記載方法が統一されていなかったので整理するよう指導した。

土地台帳において合筆等に伴う加除がされていなかったので整理するよう指導した。

イ 所見

当センターにおいては、母子保健事業、救急医療事業、老人保健事業などのほか、健康相談、保健指導に関することなどを分掌している。

母子保健事業については、妊婦健康診査から3歳児健康診査までの一貫した健康診査システムの整備を図られるとともに、適正な保健指導の実施に努められている。

救急医療事業については、「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」の新築移転が計画されているが、現診療所の待合室が狭いことから患者へ不便を強いている現状を踏まえ、より充実した診療所の完成を期待するものである。

老人保健事業については、健康づくりへの意識啓発とともに、健康診査による疾病の早期発見に努められ、保健師等による訪問指導、健康相談等を通じた生活習慣病や閉じこもりの予防が図られているところである。

なお過日、報道された老人保健事業の基本健康診査のデータ入力において、その履行確認等の有効な対策を行わず結果として多数のエラーを生じさせた案件については、市行政に対する信頼を損なうものであり誠に遺憾である。

チェックを怠った職員の職務遂行上の問題は言うまでもないが、組織的なチェック機能もなかったということに大きな要因があるものと考えられ

る。

このデータ入力に関連して、重複受診の問題もあり、その防止策を講じつつあるが、今後も点検作業を十分に行っていく必要があると考えられる。

また、インフルエンザの予防接種台帳については、受託業者との契約解除等により、備え付けられていない（予診票が代替機能を果たしているが。）など、帳票類の不備も見受けられ、また、母子保健事業についても契約解除に伴うデータ消去に関するトラブルなど受託業者との間でデータ処理に関する問題が発生している。

市町村合併に伴うシステム整備統合により、以上のような問題は解消されてきているが、この際、個人情報保護を含むデータ処理のあり方を始め、事務処理について総点検を行うとともに、電算入力した健康診査等の結果については、その有効活用の方法などを十分検討し、市民の健康づくりを推進されたい。

・ 援護課

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、生活保護法に基づく調査、決定及び措置、相談及び指導並びに行旅病人に関することなどを分掌している。

当市の保護率は、本年9月末現在7.04パーミリ（人口1,000人あたり7.04人）となっており、長引く景気低迷による所得の減少等により平成9年度以降増加の傾向に転じている。特に、高齢化及び核家族化により被保護世帯に占める高齢者世帯の割合は年々増加し続けている。

このような状況のなか、被保護者を取り巻く環境は多種多様であり、その処遇及び指導には苦勞されているところであることから、引き続き、各種研修を通じてケースワーカーのさらなる知識の取得と資質の向上に努められることを望むところである。

また、合併により被保護者は増加するが、今後も、それぞれのケースに応じたきめ細かい指導等により、被保護者の自立助長に向けた業務の遂行に努められたい。

なお、当課においては、前渡資金を取り扱っていることから、保管等の管理については十分に注意されたい。

・ 高齢福祉課

ア 指導事項

本来、出張命令で処理すべきものが、外出簿で処理されていたので、適

正に処理するよう指導した。

イ 所 見

当課においては、複雑多様化する高齢者の福祉ニーズに適切に対応するため、介護保険事業をはじめ、在宅福祉サービス、介護予防事業、生活支援事業、家族介護支援事業などを分掌している。

本市の65歳以上の高齢者は、本年4月1日現在32,312人で、総人口に対して19.6パーセントと高齢化が進んできている。

このようななか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの充実とともに、地域における介護力、福祉力の育成に努められることにより、地域コミュニティを軸とした相互に支え合う体制づくりを推進されたい。

介護保険制度については、平成15年度からの第2期介護保険事業計画に基づき運営されているところであるが、平成18年度からの第3期介護保険事業基本計画の策定にあたっては、合併後の新市における介護保険事業の一層の充実が図れるよう取り組まれない。

また、介護保険料の不納欠損額、収入未済額がともに増加していることから、介護保険制度の趣旨の理解と周知を図るとともに、納付指導を強化し、滞納の解消に向けて努力されたい。

・保険年金課

ア 指導事項

図書台帳において、A4サイズとB5サイズが混在していたので、整理するよう指導した。

イ 所 見

当課においては、国民健康保険事業をはじめ、老人保健医療事業、国民年金事務、医療費の助成事業に関することなどを分掌している。

国民健康保険事業にあっては、医療費の適正化や保健事業との連携を図るなど、安定した運営を目指し努力されている。

しかしながら、リストラ、倒産等による加入者が増加傾向にある一方、被保険者の低所得化などに伴い、収納率が低下している。このことにより資格者証及び短期被保険者証の交付も増加していることから、引き続き、保険制度への理解を得るための努力を行うとともに、納付指導の強化、口座振替の促進など収納率の向上に努められたい。

国民年金事務にあっては、学生に対するアンケートを実施するなど制度の理解と周知に取り組まれているが、社会保険事務所と連携のもと、引き続き啓発に努められたい。

・福祉課

ア 指導事項

本来、出張命令で処理すべきものが、外出簿で処理されていたので、適正に処理するよう指導した。

イ 所見

当課においては、社会福祉施策の総合調整を図るとともに、児童福祉及び障害福祉に関することなどを分掌している。

子育て支援に対するニーズについては、核家族化、少子化の進行、地域のつながりの希薄化等子どもを取り巻く環境の変化により、年々高まっている。そうしたなか、平成17年3月に、合併予定の10市町村合同で「津地区次世代育成支援行動計画」を策定されたところであるが、今後、行動計画に定められたそれぞれの事業の適切な進行管理に努められたい。

平成17年2月に開始されたファミリー・サポート・センター事業については、合併により事業の区域が拡大されることになるが、会員の確保や事業の円滑な運営に向け、委託団体と更なる連携を図り、充実した事業展開ができるよう望むものである。

また、児童虐待が大きな社会問題となっているが、児童福祉法の改正により児童相談の第一義的対応を市が担うこととなり、緊急の対応や専門的な対応が必要となってくることから、今後、職員体制の整備や研修等に努められるとともに、関係機関等と連携し、早期発見、早期対応に努められたい。

保育業務については、多様化する保育事業の効果的な推進と地域における子育て支援など幅広い事業展開を行われるとともに効率的な保育所運営に取り組まれたい。

また、保育所入所負担金の収入未済額が増加していることから、納付指導を強化し、滞納の解消に向けて努力されたい。

障害福祉については、障害者の「完全参加と平等」の実現に向け、障害者の自立と社会参加の促進、地域に暮らす障害者の住みよい福祉環境づくりのための各種施策を実施されているところである。今後とも、複雑、多様化する業務に対応するため、職員の専門性などの資質の向上と関係機関との連携を図りながら業務の遂行に努められたい。

<財政援助団体等>

・社会福祉法人津市社会福祉協議会

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当協議会においては、地域福祉を推進する機関として、地域社会において住民が主体となった地域福祉の増進を図るために、各種のサービスの提供を行っている。

10市町村の社会福祉協議会の統合に関しては、各社会福祉協議会がそれぞれの地域ニーズに応じたサービスを行っていることから、調整に対する労苦を多とするところであるが、円滑に新協議会の発足ができるよう最終的な調整に取り組まれない。

また、自主財源の確保については、従来からも努力されているところであるが、今後とも、基金運用や事業の効率化、自動販売機の設置の拡大などを推進され、運営基盤の強化を図られたい。

・財団法人津市社会教育振興会

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当振興会の運営する野外活動センターは、緑豊かな自然環境のもとで、集団宿泊学習などの学校行事や子ども会、スポーツ少年団などの交流の場として健全で情操豊かな青少年を育成することを目的とした社会教育施設として利用されている。

地域住民との交流や親子のふれあいを深めるため、各種事業が実施されているところであるが、今後はより多くの人に参加してもらえるよう必要に応じ事業内容等の見直しを検討するなど、より魅力ある事業の実施に取り組まれ、引き続き、心豊かな青少年の育成に寄与されることを望むものである。

また、施設の老朽化については、計画的な改修に努められたい。

・社会福祉法人津市社会福祉事業団

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当事業団においては、本市から管理委託された乳児院、児童養護施設、たるみ作業所、社会福祉センター、老人福祉センター、北部市民センター、西部市民センター、ふれあい会館の業務運営の調整を行っている。

これら施設のうち、特に社会福祉センターについては、築後33年が経過し老朽化が進んでいるとともに耐震補強工事の早期実施が望まれるところであるが、現状では修繕にて対応していることから、引き続き、設置者

との協議を図られたい。

また、市町村合併に伴い、各町村の知的障害者通所授産施設等の管理運営の委託が予定され、準備を進められているところであるが、円滑な移行が行われるよう今後とも関係機関との協議を重ねられたい。

・株式会社伊勢湾ヘリポート

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当社は、公共ヘリポートである「津市伊勢湾ヘリポート」施設の管理運営、ヘリコプター燃料の給油販売業務を行っている。

当ヘリポートの平成16年度の利用状況は、前年度と比較して若干着陸回数は減少したものの、給油回数及び給油量については、集中豪雨、台風等災害時における給油、また中部国際空港の開港時に伴っての報道関係等の給油により増加となっており、平成16年度の航空燃料の売上高は、3,250万円となり、前年度に比べ16.8パーセントの増加となっている。

今後においても、航空燃料の品質管理、給油における教育訓練の徹底を図り安全で安心できる公共ヘリポート施設の管理運営に努められたい。